

平成16年10月 7日制定(国空航第663号)
令和7年3月24日一部改正(国空安政第2959号)

航空局安全部長

米国及び豪州における同時平行 PRM 進入を行う場合の 運航に関する実施基準

第1章 総則

1-1 目的

この基準は、本邦航空運送事業者が、米国及び豪州における空港において設定された同時平行 PRM 進入を行う場合の運航の方法、航空機乗組員の訓練及びその他の事項について定めることを目的とする。

1-2 用語

1-2-1「PRM(Precision Runway Monitor)」とは、平行滑走路において、航空交通管制機関が高精度の二次レーダー情報を使用して、最終進入中の航空機を監視するものとされている。

1-2-2「同時平行 PRM 進入」とは、二つの PRM 進入方式の組み合わせにより、平行滑走路において、AIP に公示された計器進入方式に従って同時平行進入を行うものとされている。

PRM 進入方式の例として次のものが挙げられる。(これらに限られるものではない。)

- (1) ILS/PRM 進入方式(ILS 進入方式に PRM を付加したもの)
- (2) LDA/PRM 進入方式(LDA 進入方式に PRM を付加したもの)
- (3) GLS/PRM 進入方式(GLS 進入方式に PRM を付加したもの)
- (4) RNAV(GPS)/PRM 進入方式(RNAV(GPS)進入方式に PRM を付加したもの)

1-2-3「NTZ (No Transgression Zone) : 不可侵空域」とは、同時平行進入のために、当該進入のレーダー監視に必要な長さ及び幅を有する区域をいう。

1-2-4「ブレークアウト」とは、同時平行進入中の航空機が NTZ に侵入した場合または侵入することが確実である場合に、航空交通管制機関からの指示により他方の航空機が実施すべき衝突回避措置をいう。

1-3 本基準の適用範囲

本基準は、同時平行 PRM 進入方式が設定されている米国及び豪州の空港において PRM 進入を行う場合に適用する。

第2章 運航規程

2-1 運航規程又は同附属書には、次の事項を定めなければならない。

2-1-1 実施しようとする同時平行 PRM 進入方式(同時平行 PRM 進入方式が設定されている国ごとに定めること。)

2-1-2 以下の内容を含む同時平行 PRM 進入を行う場合の運航の方法

- (1) 進入管制または飛行場管制を行う航空交通管制機関の周波数において通信を設定することに加え、PRM による監視を行う航空交通管制機関の周波数をモニターすること。
- (2) 航空交通管制機関からブレークアウトの指示を受けた場合、当該航空機の乗組員は手動でそのための操作を行うこと。
- (3) 航空機衝突防止装置の運用方法

2-1-3 同時平行 PRM 進入に必要な航路資料

2-1-4 航空機乗組員の教育訓練に関する事項

2-1-5 その他必要な事項

第3章 航空機乗組員に対する教育訓練

3-1 2-1-4 項に定める航空機乗組員の教育訓練には、以下の最新の内容が含まれていること。また、必要な知識を習得していることの確認を行うこと。

- (1) 同時平行 PRM 進入の概要
- (2) 同時平行 PRM 進入に必要な航路資料
- (3) 航空情報
- (4) ブレークアウトに係わる手順を含んだ同時平行 PRM 進入を行う場合の運航の方法

3-2 航空機乗組員の教育訓練は、同時平行 PRM 進入運航開始前までに、及びその後は定期的に行うこと。

第4章 雜則

4-1 この基準の実施にあたり、他の方法により同等の安全性が確保される場合には、航空局安全部長の承認を得て他の方法によることができる。

附則

(適用期日)

この基準は、平成16年10月 7日から適用する。

附則 (決裁日)

この基準は、平成23年7月 1日から適用する。

附則 (令和7年3月24日)

- 1 この基準は、令和7年3月24日から適用する。
- 2 この基準の適用の際、現に認可を受けている運航規程又は認可を申請している運航規程については、改正後の規定にかかわらず、令和7年6月23日までの間は、なお従前の例によることができる。